

ブータンの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ブータン王国（英語名は「Kingdom of Bhutan」）は、ヒマラヤ山脈の南東部に位置する立憲君主制国家である。北は中国のチベット自治区、東・南・西はインドと国境を接する。国土の大部分は標高 2,000 メートル以上の急峻な山地であり、平野は少ない。国土の面積は約 3.8 万平方キロメートルであり、日本の九州よりやや広い程度の広さである。ブータンの人口²は約 79 万人であり、増加傾向にある。首都はティンプー、通貨はニュルタム、公用語はゾンカ語であるが、ネパール語及び英語等も広く使用されている。ブータン人の約 50% はチベット系、約 35% はネパール系である。宗教については、チベット仏教（ラマ教）が約 74%、ヒンドゥー教が約 25% を占める³。

現在のブータンの地域では、17 世紀に、チベットのガワン・ナムゲルが全土を掌握し、初代法王となった。1772 年と 1864 年の英国との戦争の結果、ブータン南部のドゥアール地方が英領インドに編入された。1907 年にウゲン・ワンチュクが全土を統一し、世襲の王政を確立した。1910 年に英国の保護領となり、1947 年には、内政不干渉、ブータンの外交はインドの助言による⁴とするインド・ブータン条約が締結された。1952 年にドルジ・ワンチュク国王（第 3 代）が即位した後は、農奴解放、教育普及等の近代化政策がとられるようになり、1971 年には国連加盟を果たした。2008 年には、ブータン初の成文憲法が公布・施行され、世襲君主制から立憲君主制に移行した。

ブータンは、非同盟中立、近隣諸国及び日欧等との友好関係の維持を志向している。

ブータンの主な産業は農業で、ほとんどの消費財及び資本財は輸入に頼っており、水力発電によるインドへの電力輸出がブータン経済を支えていると言えるほど、インドへの依存度が高い。但し、ブータンは、経済的な豊かさだけを追い求めるのではなく、国民の幸福度

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所
（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <https://www.worldometers.info/world-population/bhutan-population/>

³ 本稿におけるブータンの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）236～237 頁、②外務省ウェブページ「ブータン 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/data.html>）等を参照した。

⁴ なお、2007 年の条約改定により、インドの助言によるとする条項は廃止された。

も重視することとし、「国民総幸福量」(Gross National Happiness, GNH)⁵の考え方を取り入れている。

ブータンの法制度は、チベット仏教の伝統と、英国⁶のコモン・ローの両方に淵源を有する。チベット仏教の伝統は、「Tsa Yig」という法典にまとめられている。「Tsa Yig」は、成文化されたチベット仏教の戒律に基づく道德規範であり、チベット仏教の全ての僧院には、独自の「Tsa Yig」が存在する。ブータンでは、1629年頃、ガワン・ナムゲルによって、「Tsa Yig Chenmo」が制定された⁷。1959年には、ドルジ・ワンチュク国王(第3代)の指導の下、初の本格的な成文法典である「Thrimzhung Chhenmo」(「Thrimzhung Chenmo」とも表記される)が制定された。この法典は、チベット仏教及びブータンの伝統だけでなく、当時の外国(とくにインド)の法令等を参考にしつつ⁸、民事と刑事をほとんど網羅し、土地、婚姻等に関する内容を含んでおり、主要な法典として特別な地位を占めていた。

「Thrimzhung Chhenmo」の基本的な内容は、その後、ブータンで制定された憲法及び法律の基礎になっている⁹。

ブータンで初めて近代的な成文憲法が制定されたのは、2008年である¹⁰。2008年憲法は、(英語の「Article」を「条」と訳すと、)形式上は全35か条(附則を除く)となるが、各条の中には多数の項が含まれている(項数は全部合わせると、352項ある)ため、決して、短い憲法ではない。2008年憲法は、国民主権、民主的立憲君主制を標榜しているが、国王には多くの権限が留保されている。これは、2008年憲法による民主化が、国王主導の「上からの民主化」であったことの帰結といえよう。また、2008年憲法には、「自らが著者又は創作者である、いかなる科学的・文学的・芸術的創作物から得られる物質的利益に対する権利」を保障する規定(7条13項)が置かれ、また、「地域における文化的生活に対する自由な参加を奨励し、芸術及び科学を促進し、技術革新を育成」することが、国の責務とされている

⁵ GNHは、国民の幸福実感を実現するために、①持続可能かつ公正な社会経済的発展、②環境の保全と持続的な利用、③文化の保護と振興、④良い統治、という4つの柱(重点課題)を重視するものであるとされる(平山修一著『現代ブータンを知るための60章【第2版】』(明石書店、2019年)45頁)。ブータンでは、GNHの実現のため、2008年に、GNH委員会(Gross National Happiness Commission)を、大きな権限を有する、首相直属の独立組織とした(平山・前掲書48頁)。ブータンでの調査によると、幸せであると答えた人の割合は、2010年度の89.6%から、2015年の91.2%(うち、とても幸せと答えた人の割合は43.4%)に増加しているという(平山・前掲書52・54頁)。

⁶ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

⁷ <https://drukjournal.bt/wp-content/uploads/2021/08/Law-and-Justice-in-Bhutan.pdf>

⁸ https://fid4sa-repository.ub.uni-heidelberg.de/2624/1/17_SpdrPglt.pdf

⁹ <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Bhutan1.html>

¹⁰ 2008年憲法の日本語訳は、中東聡子訳「ブータン王国憲法」(鮎京正訓・四本健二・浅野宜之編『新版 アジア憲法集』(明石書店、2021年)所収)97~117頁に掲載されている。2008年憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.dlgdm.gov.bt/storage/upload-documents/2021/9/20/Constitution-of-bhutan-2008.pdf>

(9 条 23 項)。

前述のとおり、ブータンの法体系の基礎として、またブータンの日常生活を規定する法律の主要な典拠として「Thrimzhung Chhenmo」が制定された後、1970 年代後半から、国会による立法が大幅に増加した。このような立法は、「Thrimzhung Chhenmo」の一部を明確化し、発展させようとするもので、1979 年土地法、1980 年相続法、1980 年婚姻法がその顕著な例である。しかし、最近、国会で可決されたいくつかの法律は、「Thrimzhung Chhenmo」に規定されていない又は不十分である問題に対処しようとしている。例えば、1999 年動産法は、米国法をモデルとして、米国の法律顧問が起草したものである¹¹。

2013 年契約法は、ブータン初の契約一般に関する法律である（個別の契約に関する法律は、それまでも存在した）。同法は、インドの 1872 年契約法の影響を受けており、定義、本質的要素、成立、履行、違反等、ほぼ全ての条項が類似している。米国、カナダ、オーストラリア等のコモン・ロー諸国では、近時、誠実義務を認める方向にあるにもかかわらず、ブータンの 2013 年契約法にも、インドの 1872 年契約法にも、契約における信義誠実に関する一般的な法定要件は規定されていない¹²。ブータンが、インドの 1872 年契約法という大変古い法律に依拠して立法することについては、「皮肉なことに、植民地重商主義の黄金時代からタイムカプセルを輸入してブータン契約法の根拠とすることを意味し、19 世紀後半以降、他のほとんどのコモン・ロー法域で行われてきた重要な法理論的進化を本質的に無視することになる」との指摘がある¹³。

現在のブータンの制定法については、ブータン政府のウェブサイト¹⁴を参照されたい。

II 知的財産法全般

ブータンの知的財産関連法としては、2001 年に施行された「産業財産法」¹⁵、「産業財産規則」¹⁶及び「著作権法」¹⁷等がある¹⁸。「産業財産法」は、特許、意匠、商標、商号、不正

¹¹ https://fid4sa-repository.ub.uni-heidelberg.de/2624/1/17_SpdrPglt.pdf

¹² https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3263191

¹³ https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3975876

¹⁴ <https://oag.gov.bt/language/en/resources/acts-2/#L>

¹⁵ 「産業財産法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Industrial-Property-Act-of-the-Kingdom-of-Bhutan-2001English-version.pdf>

¹⁶ 「産業財産規則」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.moice.gov.bt/wp-content/uploads/2023/03/Industrial-Property-Rules-2001.pdf>

¹⁷ 「著作権法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://oag.gov.bt/wp-content/uploads/2010/05/Copyright-Act-of-Bhutan-2001.pdf>

¹⁸ 本稿における「産業財産法」及び「産業財産規則」の日本語の訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている日本語訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

競争行為のほか、使用許諾契約、不服申立て、侵害、犯罪等についても規定している。

知的財産権に関連するブータンの政府機関は、産業・商業・雇用省（Ministry of Industry, Commerce & Employment）傘下の知的財産局（Department of Intellectual Property, DoIP）¹⁹である。ブータン知的財産局は、首都ティンブーにあり、主に特許・意匠・商標の出願の受理・審査・登録、著作権登録申請の受付等の業務を行う機関である。

ブータンは、知的財産権に関するいくつかの主な国際条約に加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、商標の国際登録に関するマドリッド協定、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である²⁰。なお、WTO については、加盟作業中である。

Ⅲ 特許

1 要件

「特許」とは、発明を保護するために付与された権原をいう。ここに「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決を実際に可能にするような発明者の発案をいい、物、方法又はそれに関連しているものも発明とすることができる。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性といった特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由としては、①発見、科学的論理及び数学的方法、②ビジネス、純粋な精神行動、遊び又はスポーツを行うための計画、規則又は方法、③手術又は治療による人体又は動物に施す処置方法・診断方法、④公序良俗に反して業として実施される発明がある。

新規性は、発明が先行技術に先んじられていない場合に認められる。先行技術は、世界中のあらゆる場所において、具現化した発行又は口頭による開示により、使用又はその他の方法によって、発明を主張する出願の提出日又は優先日に先立ち、公衆に開示されたすべてのものから構成される。

進歩性は、発明が、先行技術を参酌しても、当該技術における通常の技能を有する者にとって自明でなかった場合に認められる。

産業上利用可能性は、発明が、いかなる種類の産業（例えば、手工業、農業、漁業、並びにサービス業）においても製造又は使用されることができる場合に認められる。

2 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者に帰属する。二人以上の者が共同である発明をした場合、その特許を受ける権利は、全員に共同で帰属する。二人以上の者が互いに独立して同じ発明を

¹⁹ https://www.moice.gov.bt/?page_id=262253

²⁰ https://www.moice.gov.bt/?page_id=262253

した場合、特許を受ける権利は、最も早い出願日又は優先日の願書を有する者に帰属する。

特許を受ける権利は、譲渡すること、また、相続によって移転することができる。

雇用契約の下で従業員が発明を完成した場合、反対の契約条項がないときは、特許を受ける権利は、雇用主に帰属する。

3 出願

ブータンでは、先願主義が採用されている。

出願人の常居所又は主たる営業所がブータン国内に無い場合、出願人は、ブータン国内に居住し業務に従事している弁護士、又は所定の方式により産業財産代理人として登録されている者を、代理人としなければならない。

特許出願は、所定の方式で登録官に対して提出しなければならない。願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書を含む。

願書には、特許付与の請願、出願人、発明者及び代理人の氏名その他の事項、発明の名称を含まなければならない。出願人が発明者でない場合は、出願人の権利を正当化する陳述が願書に添付されていなければならない。

明細書には、当該技術における通常の技能を有する者が当該発明を実施するのに十分明確かつ完全な方法で発明を開示しなければならない。かつ、特に、発明を実施するために出願人が知る少なくとも一つの様態を示さなければならない。特許を受けようとする発明は、すべて明細書に記載したものでなければならない。

特許請求の範囲には、保護を求める事項を明示しなければならない。また、特許請求の範囲の記載は明確かつ簡潔でなければならない。

図面は、発明を理解するために必要とされる場合に求められる。

要約書は、技術を理解するためにのみ用いられる。

出願言語は、英語である。出願の一部を構成する文書又は登録官に提出された文書が英語以外であるとき、英語の翻訳文を添付しなければならない。

出願人は、特許が付与されるまで、出願内容について補正をすることができる。但し、補正が最初の出願における開示の範囲を越えない場合に限られる。また、出願人は、特許が付与されるまで、出願を複数に分割することができる。但し、各分割出願が最初の出願における開示の範囲を越えない場合に限られる。

出願人は、登録官の求めに応じて、出願において特許請求の対象とされた発明と同一又は実質的に同一の発明について、①外国出願の日付及び番号を提出し、②外国出願に関して実施された調査・審査の結果に関して受け取った通知の謄本、外国出願を基にして付与された特許の謄本、外国出願を拒絶し又は外国出願における特許付与の請求を拒絶する最終決定の謄本を提出し、③外国出願を基にして付与される特許を無効にする最終決定の謄本を提出しなければならない。

4 審査

特許出願が行われた場合、登録官は、出願が方式的要件を満たしているか否かを審査する。登録官は、特許出願が方式的要件を満たしていると認める場合、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等の実体的要件を満たしているか否かを審査する。実体的要件の審査にあたっては、①当該出願に関連して特許協力条約に基づいて作成された国際予備審査報告書及び国際調査報告書の内容、②外国出願に関して提出された調査・審査報告書、又は、特許付与の請求を拒絶する最終決定、③登録官の要請に従い外部調査・審査当局によって実施された調査・審査報告書を考慮に入れる。

5 登録

登録官は、審査の開始後 2 年以内に、特許出願について、特許査定又は拒絶査定をする。

登録官は、特許権者からの申立により、特許保護の範囲を制限するため、特許の文言又は図面を変更しなければならない。但し、当該変更による開示が、最初の出願に含まれる開示を越える場合は、この限りでない。

特許が付与される場合、登録官は、特許付与の公告、特許付与の証書及び特許の謄本の交付、特許の記録を行う。

登録官が行う特許査定又は拒絶査定について、利害関係人は、裁判所に不服申立てをすることができる。かかる不服申立ては、査定の日から 2 か月以内に行わなければならない。

特許権の存続期間は、特許出願日から 20 年である。

特許権者以外の者がブータンにおいて特許発明を実施するためには、特許権者の同意が必要である。ここにいう「実施」とは、①特許発明が物の場合は、(i)生産、使用、譲渡の申出、譲渡及び譲渡の目的とする輸入、及び(ii)譲渡の申出、譲渡及び使用の目的とする所持、②特許発明が方法の場合は、(i)当該方法の使用、及び(ii)当該方法によって直接得られた物に関してする上記①と同様の行為をいう。特許権者は、無断で上記の実施行為をして特許権を侵害し又は侵害を惹起する蓋然性のある行為をする者を相手方として、裁判所に訴訟を提起する権利、その他利用可能な他のあらゆる救済又は手続に関する権利を享有する。

特許権の効力は、①ブータンにおいて、特許権者により又はその同意により、市場流通に置かれた物に関する行為、②一時的又は偶然にブータン国内を通過する他国の車両又は船舶若しくは航空機における物の使用、③試験研究のためにする特許発明の実施、④特許出願日又は優先日の前に、ブータンにおいて善意で発明を実施し、又は実施のための効果的で誠実な準備をしていた者の行為には及ばない。

利害関係人は、裁判所又は登録官に、特許を無効とするよう申し立てることができる。裁判所又は登録官は、特許無効を請求する者が実体的要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合、又は特許権者が発明者若しくはその権利承継人でない場合には、特許を

無効としなければならない。無効とされた特許又は特許請求の範囲の全部若しくは一部は、特許付与の日から無効であったものとみなされる。

特許権又はその出願の権利の譲渡・実施許諾は、書面によって行い、登録官に届け出なければならない。登録官は、これを記録・公告しなければならない。登録官による記録がなされなければ、その譲渡・実施許諾は、第三者に対抗することができない。

IV 意匠

1 要件

いかなる線又は色の組合せあるいは立体的形状、又はいかなる素材であっても、線又は色と結合しているか否かにかかわらず、「意匠」とみなされる。但し、かかる組合せ、形状又は素材が、産業又は手工業の物品に特別な外観を与え、産業又は手工業の物品に応用されるものであり、かつ美感を喚起して視覚に訴える場合に限る。専ら技術上の結果を得るために用いられる意匠の形態及び類似せざるをえない外観上の特徴には、意匠としての保護は及ばない。

意匠の登録を受けるためには、新規性の要件を満たしている必要があるほか、不登録事由に該当してはならない。意匠は、登録の出願日又は優先日より前にブータン国内でされた有形的な公示又はその他の実施により開示されていない場合、新規であるとされる。不登録事由としては、公序良俗に反する意匠がある。

2 出願

ブータンでは、先願主義が採用されている。

出願人の常居所又は主たる営業所がブータン国内に無い場合、出願人は、ブータン国内に居住し業務に従事している弁護士、又は所定の方式により産業財産代理人として登録されている者を、代理人としなければならない。

意匠登録出願は、所定の方式で登録官に対して提出しなければならない。願書、図面その他意匠に係る物品の適切な視覚的表現物及び当該物品の種類に係る表示を含む。意匠が平面的なものである場合、意匠に係る物品の見本を添付することができる。

出願言語は、英語である。出願の一部を構成する文書又は登録官に提出された文書が英語以外であるとき、英語の翻訳文を添付しなければならない。

出願人が意匠の創作者でないときは、意匠登録を受ける出願人の権利を正当化する陳述書が願書に添付されなければならない。

同一の出願により、複数の意匠を出願することができる。但し、国際分類（ロカルノ協定）において同一分類にあるか、同一の組物に関連する場合に限る。ロカルノ協定には加盟していないが、実務上、ロカルノ分類が採用されている。

出願人は、意匠登録出願に際し、登録意匠の公告を出願日又は優先日から 12 か月後に延長するための請求を含むことができる。

3 審査

意匠登録出願が行われた場合、登録官は、出願が方式的要件を満たしているか否か、実体的要件（意匠の定義に合致していること、意匠が公序良俗に反しないこと）を満たしているか否かを審査する。

登録官は、意匠登録出願が上記の要件を満たしていると認めるときは、意匠を登録し、登録を公告し、出願人に対して意匠登録の証書を交付する。そうでないときは、出願を拒絶する。

出願人が、意匠登録出願に際し、登録意匠の公告を出願日又は優先日から 12 か月後に延長するための請求を行った場合、意匠登録に際して、登録意匠又は出願に関するいかなる書面も公衆の閲覧に供されない。この場合、登録官は、意匠の公告延長及び意匠権者の身元を特定する情報、出願日、要求された延長期間その他所定の事項のみを公告する。登録官は、延長期間の満了時に、意匠登録を公告する。延長期間内の登録意匠に基づく訴訟は、登録原簿及び出願に係る書面に記載された情報が当該訴訟の被告に通知されたという条件の下で行われる。

4 登録

登録官が行う特許査定又は拒絶査定について、利害関係人は、裁判所に不服申立てをすることができる。

意匠登録の存続期間は、出願日から 5 年であるが、申請により、さらに 5 年の延長が 2 回まで可能とされている。

意匠権者以外の者がブータンにおいて意匠を実施するためには、意匠権者の同意が必要である。ここにいう「実施」とは、意匠に係る物品の製造、販売及び輸出をいう。意匠権者は、無断で上記の実施行為をして意匠権を侵害し又は侵害を惹起する蓋然性のある行為をする者を相手方として、裁判所に訴訟を提起する権利、その他利用可能な他のあらゆる救済又は手続に関する権利を享有する。

意匠権又はその出願の権利の譲渡・実施許諾は、書面によって行い、登録官に届け出なければならない。登録官は、これを記録・公告しなければならない。登録官による記録がなされなければ、その譲渡・実施許諾は、第三者に対抗することができない。

利害関係人は、裁判所又は登録官に、意匠登録を無効とするよう申し立てることができる。裁判所又は登録官は、意匠登録の無効を請求する者が実体的要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合、又は意匠権者が創作者若しくはその権利承継人でない場合には、意匠登録を無効としなければならない。無効とされた意匠登録は、意匠登録の日から無

効であったものとみなされる。

V 商標

1 概要

「商標」とは、企業の商品又は役務を識別しうる何らかの視覚的標識をいう。また、「団体商標」とは、登録出願の際にそのように指定された何らかの視覚的標識であって、当該商標に係る登録名義人の管理の下で当該標識を使用するさまざまな企業の商品又は役務の出所その他共通の特徴を識別し得るものをいう。

不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①商標が自他識別力を有しない場合、②公序良俗に反する商標、③商標が公衆又は取引者を誤認せしめるおそれがある場合、とくに商品若しくは役務の産地又は性質若しくは特徴について誤認を生ぜしめる場合、④商標が、国、政府間組織若しくは国際条約によって創設された組織の要素、紋章、旗その他の表章、名称、名称の略語若しくは頭文字、若しくは、国、政府間組織若しくは国際条約によって創設された組織が採用する公的標識又は目印と同一若しくは類似のもの又はそれらを含むものである場合がある。

また、相対的不登録事由としては、①商標が、他の企業の同一若しくは類似の商品若しくは役務に付された商標又は商号でブータンにおいて周知なものと同一若しくは混同を惹起する程度に類似し、又はそれを翻訳したものである場合、及び当該商標が周知であり、出願に際して指定した商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務についてすでにブータンにおいて登録されている場合であって、当該商品又は役務について当該商標を使用することが当該商品又は役務と当該周知な商標について権利を有する者との関連性を想起せしめ、当該権利者の利益が当該使用によって損なわれるおそれがある場合、②商標が、同一の商品若しくは役務又は緊密な関連性を有する商品若しくは役務を指定する商標で他の権利者に帰属する登録商標又は先願若しくは出願日前の優先権主張に係る商標と同一のものである場合、及びそのような商標と混同を惹起するおそれがある程度に類似する場合がある。

2 出願

ブータンでは、先願主義が採用されている。

出願人の常居所又は主たる営業所がブータン国内に無い場合、出願人は、ブータン国内に居住し業務に従事している弁護士、又は所定の方式により産業財産代理人として登録されている者を、代理人としなければならない。

商標登録の出願は、所定の方式で登録官に対して行わなければならない、願書、標章を複製したもの及び適用可能な区分若しくは国際分類（ニース分類）の区分に従った指定商品又は役務の一覧を含まなければならない。

出願言語は、英語である。出願の一部を構成する文書又は登録官に提出された文書が英語以外であるとき、英語の翻訳文を添付しなければならない。

ブータンは、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟しているため、マドプロ出願（Madrid e-Filing を含む）によりブータンでの商標登録を受けることができる。ニース協定には加盟していないが、実務上、ニース分類が採用されている。

3 審査

商標出願が行われた場合、登録官は、出願が方式的要件を満たしているか否か、実体的要件を満たしているか否かを審査する。

登録官は、商標出願が上記の要件を満たしていると認めるときは、直ちに、その旨を所定の方式で公告する。利害関係人は、上記の要件のうち、いずれかが満たされていないことを理由として、登録官に対し、異議申立を行うことができる。登録官は、直ちに異議申立の謄本を出願人に送付する。出願人は、登録官に対し、答弁書を提出する。出願人が答弁書を提出しない場合、出願を放棄したものとみなされる。出願人が答弁書を提出した場合、登録官は、その謄本を異議申立人に提供する。いずれか又は双方の当事者が望むとき、登録官は、当事者の意見を聴取した後に、商標が登録されるべきか否かについて決定を下す。

出願公告から登録されるまでの期間、出願人は、商標が登録された場合と同一の権利を享有する。但し、出願公告後の行為に関して提起された訴訟について、その行為の時点では有効に商標が登録されなかったであろうことを被告が立証したときは、有効な抗弁として取り扱われる。

4 登録

登録官は、出願公告日から 3 か月以内に異議申立が提出されなかった場合、又は所定の期間内に異議申立が提出されたが、審査の上、異議申立を却下すべきと判断した場合、商標を登録し、登録を公告し、出願人に対して商標登録証を交付する。そうでないときは、出願を拒絶する。

登録商標の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

商標権者以外の者が指定商品又は役務について登録商標を使用するには、商標権者との契約が必要である。商標権者は、その同意なく商標を使用して商標権を侵害し又は侵害を惹起する蓋然性のある行為をする者を相手方として、裁判所に訴訟を提起する権利、その他利用可能な他のあらゆる救済又は手続に関する権利を享有する。当該権利は、登録商標に類似する標識の指定商品又は役務についての使用であって、混同を惹起せしめるものについても及ぶ。商標登録によって付与される権利の効力は、ブータンにおいて商標権者により又は

その同意により、市場流通に付された商品に関する行為には及ばない。

商標権又はその出願の権利の譲渡・実施許諾は、書面によって行い、登録官に届け出なければならない。登録官は、これを記録・公告しなければならない。登録官による記録がなされなければ、その譲渡・実施許諾は、第三者に対抗することができない。

利害関係人は、裁判所又は登録官に、商標登録を無効とするよう申し立てることができる。裁判所又は登録官は、商標登録の無効を請求する者が実体的要件のいずれかが満たされていないことを証明した場合には、商標登録を無効としなければならない。無効とされた商標登録は、商標登録の日から無効であったものとみなされる。

いかなる被害者も、裁判所又は登録官に対して、請求の1か月前までに、指定商品又は役務について登録商標が登録後3年以上継続して商標権者又は使用権者によって使用されなかったことを理由として、当該登録の抹消を命じるよう請求することができる。但し、当該使用を妨げる特別な事情があったこと、及び不使用の意図の不存在又は当該使用を断念する意図の不存在を証明した場合には、この限りでない。

VI 著作権

1 著作物

ブータン著作権法の保護を受ける文学的又は美術的著作物に該当するものとしては、①本、パンフレット、記事、コンピュータ・プログラム、及びその他の記述、②演説、講義、スピーチ、説教、及びその他の口述、③演劇及び演劇音楽著作物、パントマイム、振付作品、及びその他の舞台作品のために創作された著作物、④前号に挙げた作品の舞台作品、及びそのような著作物にふさわしいフォークロアの表現、⑤音楽著作物（歌詞の有無を問わない）、⑥視聴覚著作物、⑦建築著作物、⑧素描、絵画、彫刻、版画、石版画、タペストリー、及びその他の美術品の著作物、⑨写真著作物、⑩実用工芸品、⑪地理、地形、建築、科学に関するイラスト、地図、図面、スケッチ及び三次元作品がある。また、二次的著作物として、①著作物の翻訳、翻案、編曲、及びその他の変形、②作品の集合物及び単なるデータの集合物（データベース）（機械で読み取り可能か否かは問わないが、その集合物が内容の選択、調整、又は配置によりオリジナルである場合に限る）がある。

なお、①アイデア、手順、システム、操作方法、コンセプト、原則、発見、又は単なるデータ（それが作品に表現、記述、説明、図示、又は具体化されているか否かを問わない）、②立法、行政、法律に関するあらゆる公式文書、およびその公式翻訳には、著作権法で保護される著作物には含まれない。

2 著作権

著作権は、原則として、当該著作物の著作者に帰属する。但し、契約中に規定すれば、著

作物の著作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

著作権には、著作財産権と著作者人格権がある。

著作財産権としては、①著作物を複製すること、②著作物を翻訳すること、③著作物を翻案、編曲、その他の変形をすること、④著作物の原本及び各複製物を販売、レンタル、またはその他の方法で、最初に一般に頒布すること、⑤視聴覚著作物、音響録音物、コンピュータ・プログラム、データベース、又は図形形式の音楽著作物の原作品又は複製物の貸与又は公衆への貸与（当該貸与又は公衆への貸与の対象である原作品又は複製物の所有権の有無を問わない）、⑥（輸入された複製物が、著作者又はその他の著作権者の許諾を得て作成されたものであっても、）著作物の複製物の輸入、⑦原作品又は複製物を公に展示すること、⑧著作物の公開演奏、⑨著作物の放送、⑩その他、著作物の公衆への伝達がる。

また、著作者人格権としては、①著作者として自己の氏名を表記する権利、②自己の氏名を表記せず、又は別名を表記する権利、③自身の名誉・信望を損なうような、著作物の歪曲・切除・改変に対して異議を唱える権利がある。

ブータンにおける著作権の保護期間は、原則として、著作者の生存中及び著作者の死後 50 年間存続する。共同で作成された著作物に対する著作権は、生存する最後の著作者の死亡年から起算して 50 年間保護される。実用工芸品に関する著作物の著作権は、当該著作物を製作してから 25 年間保護される。これらの期間は、満了する暦年の年末まで存続するものとされる。

なお、ブータンはベルヌ条約の加盟国であるため、ベルヌ条約加盟国の外国の著作物の著作者は、ブータンにおいて著作権保護を受けることができる。

3 無方式主義

ブータンでは、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。しかし、ブータンには、任意の著作権登録の制度が存在する。ブータン知的財産局に任意で著作権登録を行なっておけば、将来の著作権侵害紛争において、著作権保有の証拠として使用できるというメリットがある。ブータン知的財産局は、著作権登録申請があった場合、著作物性について審査を行い、登録を許可又は却下することができる。登録が認められた場合、申請者への通知及び公示を行い、申請者に著作権登録証が発行される。著作権登録証は、著作権が存続する限り有効であるため、更新手続は不要である²¹。

VII 営業秘密

営業秘密は、企業の知的財産資産の重要な要素であり、競争優位性を維持するために不可欠な機密情報を含む場合が多い。ブータンにおける営業秘密の保護には、法的手段と社内規

²¹ <https://www.moice.gov.bt/wp-content/uploads/2023/03/Guideline-for-VDRS.pdf>

定の両方が用いられる。秘密保持契約は、当事者に秘密保持義務を課して法的に拘束し、秘密情報が不正に開示されないようにするため、広く用いられている。さらに、営業秘密を効果的に保護するために、アクセス制御や定期的な監査等、強固な社内セキュリティ対策を実施することが推奨されている。ブータンの裁判所の役割は、営業秘密に関する権利を保護することにも及び、秘密保持契約違反等があった場合には、法的救済措置を提供する²²。

VIII エンフォースメント

ブータンにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政的手段、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）、及び税関による輸入差止がある。

1 行政的手段

ブータン知的財産局は、知的財産権の登録及び管理を監督している。そこで、知的財産権の保有者は、知的財産局に対し、知的財産権侵害に関する苦情を申し立てることができる。知的財産局は、申立てを受けた後、調査及び当事者間の調停等の必要な措置を講じる。手続が簡易で費用対効果が高いことから、行政的手段は、権利者により最初に選択されることが多い²³。

2 民事的手段（民事訴訟）

特許権、意匠権、商標権、著作権の権利者又は使用許諾を受けた者がした申立てに応じて、裁判所は、現在若しくは将来の侵害を防止するために、差止、損害賠償その他一般法に規定される救済措置を命じることができる。

特許権侵害の民事訴訟手続において、当該特許に係る発明が物を生産する方法の発明である場合に、①物が新規であること、②物が当該方法により生産されている蓋然性はあるものの、合理的な努力によっても使用された方法を特許権者が知ることができないこと、のいずれかが満たされるときは、被疑侵害者は、物が当該特許方法によって生産されたのではないことを証明する責任を負う。当該民事訴訟の審理を行う裁判所は、証拠調べにおいて、被疑侵害者がその製造及び営業上の秘密を開示しないことの正当な利益につき、配慮しなければならない。

現在のブータンにおける民事訴訟及び刑事訴訟は、2001年民事刑事訴訟法典に従って実施される。同法典の下での民事手続は、多くの点で、コモン・ロー及び米国連邦民事訴訟規則と同一又は類似している。例えば、コモン・ローと同様に、ブータンの民事訴訟においても、当事者は証拠の優越性をもって立証することが求められる。但し、一部にコモン・ロー

²² <https://generisonline.com/navigating-intellectual-property-law-in-bhutan/>

²³ <https://generisonline.com/navigating-intellectual-property-law-in-bhutan/>

とは異なる制度も含まれており、ブータンの裁判官には調査、検査、審問を行う権限も与えられている。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

故意に特許権、意匠権、商標権、著作権への侵害を行った者に対しては、1年以下の拘禁刑及び／又は 10,00,000 ニュルタム以下の罰金刑が科される。

刑事的手段は、警察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、搜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。また、うまくいけば被疑侵害者に対し有罪判決が下され、被疑侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、民事的手段をとるための証拠保全に役立つ可能性もあることというメリットがあるといえる。しかし、ブータンにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

4 税関による輸入差止

ブータンは、中国及びインドと国境を接していることから、模倣品・海賊版の流入を防ぐため、ブータン税関による輸入差止等の水際措置により模倣品・海賊版の流通を抑止することは非常に重要である。

ブータンの著作権法によると、違法と疑われる貨物の一時停止及び解放に関する税関規則の規定は、著作権法に基づき保護される物品及び器具に適用されるとされている。実際には、税関法にいくつかの関連規定が含まれており、同法に従って、著作権侵害と疑われる貨物の輸入差止が行われる。

IX おわりに

以上、ブータンの知的財産法制度の概要を簡単に紹介したが、ブータンの知的財産法制度は 2001 年に基本的な骨格が定まったばかりであり、歴史が浅く、実務運用も現在進行形で整備が進められているところである。

ブータンは、長年にわたり、国王主導の「上からの民主化」が進められ、遂に 2008 年憲法により、民主的立憲君主制の国となった。現在のブータンには、なおも問題が山積しているが、その一方で、民主的立憲君主制の国となったブータンは、人口も増加傾向にあり、今後の発展が期待されている。ブータン企業と貿易取引を行ない、又はブータンに現地法人を設立する日本企業も、今後は増加していくことが見込まれる。日本企業のブータンビジネスが増加するにしたいが、ブータンで知的財産法の問題に直面することもますます増えてくるであろうことから、今後、ブータンの知的財産法制度の動向については注視していく必要

があると思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16321』（経済産業調査会、2025 年、原題は「世界の知的財産法 第 61 回 ブータン」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。